

冠省

貴法人におかれましては、日々、設立時の目的である「我が国の大學生等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」のために、事業を進めておられるものと拝察します。

しかしながら、貴法人が目的とされる学生生活支援を理由として、全国の大學生で「カルト対策」と称する宗教迫害ないし宗教弾圧とも言える行為がなされ、当法人所属教員の學生等に対する大学当局による人権侵害にあたる攻撃や、入学式や特別講座、ネット等で当法人に対する批判、攻撃がなされています。

貴法人も機関誌において、そのような「カルト対策」を理由として、当法人を「カルト」と決めつけ、後述するような文章を掲載しておられます。国の行政の一端を担う貴法人がこのような当法人への批判と攻撃を公然と推進することは憲法で保障された宗教の自由を侵害し、当法人の名誉を毀損するものであり、断固抗議するとともに、速やかなる文章の撤回を強く求めるものです。併せて以下の点に



ついて、回答を求めます。

1. 貴法人は学生生活調査として、大学の「カルト対策」の取組を含む学生支援に関する実態調査をされています（「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成22年度）」）。また貴法人機関誌で「カルト対策」の必要性を外部調査機関に報告させて、「カルト対策」が行われるべきものであるとする内容の記事を掲載しています（「大学と学生」2010年9月号）。

更に学生生活対策として、「カルト」に対しても3階層モデルの専門的な学生相談体制の構築により学生支援機関の設置の必要性を謳っておられます（「大学における学生相談体制の充実方策について－「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」－」）が、各大学ではそのような貴法人を中心とする行政の方針を踏まえて、大学内における学生生活指導体制を理由とした「カルト対策」体制と、学外の専門機関とのネットワーク作りがなされていると思われます。

これは大学教育に関わる国家機関（行政、国立大学）が総掛かりで学生生活支援を掲げ、その一つとして「カルト



対策」が推進され、その結果として「カルト」とレッテル張りされた当法人に対しても批判、攻撃が展開される現状となっております。

これらは国家が特定宗教をセクトと区別したり、それを保護ないし攻撃したりすることを禁ずる憲法20条の規定に違反するものであります。また、これらは大学における深刻な人権侵害を生む原因となっています。

このような当法人に対する差別的な扱いを貴法人が行政として推進しておられることに対して、強く抗議し、改善を要求するものです。

2. 前掲の貴法人機関誌（「大学と学生」2010年9月月号）において、恵泉女子学園大学教授川島堅二氏は、統一教会を「カルト」と決めつけて名指しで批判し、学生生活への危機対応すべき「カルト」としてあげています。同氏は当法人教員に対する強制的な脱会説得を組織的に推進してきた日本キリスト教団に所属し、「日本脱カルト協会」の理事として、或いは「全国カルト対策大学ネットワーク」の発起人・代表者として、大学における「カルト対策」の専門家として全国で反カルト運動を推進しています。



また貴法人は、「全国大学保健管理研究集会」（2009年9月16、17日）（文科省後援、日本学生支援機構北海道大学共催）を主催し、同大学の櫻井義秀教授が「カルト予防と学生の学習権」と題する講演をするなどして、大学において、「カルト対策」が必要である旨を行政の権威をもって学生に対する保健管理の名目で推進しておられます。この櫻井教授は当法人など新興の宗教勢力を科学的、客観的に調査研究するのではなく、当法人などを「カルト」と決めつけ、全国で反カルト運動の代弁者、活動家として動いている人物です。

また「日本脱カルト協会」の理事の一人である滝本太郎氏、山口貴士氏らは左翼系弁護士らからなる全国靈感商法対策弁護団において中心的に活動し、統一教会に対する民事訴訟の原告代理人として係争中裁判を担当しています。またその他の同協会理事は主に特定既成宗教団体に所属して、反カルト活動に従事してきた経歴を持つ人たちにより構成されています。

このような特定利害を代表する学者や弁護士らに加担・協力して、その対峙する相手側である統一教会を攻撃するようなことは、信教の自由を保障する憲法に違反するもの



であり、更に公的機関として著しく公平性を欠くものであります。

更に「カルト対策」を名目として、日本共産党の機関誌である『赤旗』の当法人の批判記事がいろいろな大学の公式掲示板に掲載されていますが、当法人信者らが中心に組織された国際勝共連合と同党は政治的に対立してきた経緯があります。結果としては貴法人の進める「カルト対策」は政治的に中立であるべき国の機関の本来の趣旨に反して、特定政治・宗教勢力に加担し、その敵対する当法人に対して攻撃・批判する結果となっていると言わざるを得ません。

3. 更に貴法人はその機関誌等で反カルト運動を大学が取り組むべき理由として、上記学者らによりマインドコントロール、カルト論を機関誌で紹介し、反カルト運動論を開いていますが、これらの用語は既に世界的に多くの専門家により議論されて、その定義が曖昧であるとされています。またカルトという用語は、自分の敵対的な団体を差別或いは攻撃するときの用語とされています。即ち、欧洲の主要宗教団体や政府報告書でもカルトという用語の使用につ



いて、宗教差別や宗教迫害の危惧があり、そのような用語の使用を受け入れないと公式声明がなされています。

またマインドコントロールはその定義が曖昧であり、その効果も曖昧で、学術用語として使用することに対しては疑念も専門家から提示されています。同時に同用語はアメリカでは有名な強制改宗業者であるテッドパトリックにより、新興宗教の信者らを強制的に拉致監禁させるときの犯罪行為の正当化理論として用いられており、テッド自身は不法監禁罪、誘拐罪、共同謀議罪、婦女暴行罪、コカイン所持罪等で有罪判決を受けました。

このように差別と特定少数宗教攻撃と権利侵害の正当化のためにカルト、マインドコントロール理論が使われていますが、これ以上日本が行政主導で学生生活対策を理由とし、特定宗教に対する攻撃を行っているとして国際的な批判と不信を招かないためにも、強く抗議するとともに、法人機関誌からの上記記事の削除ないし関連する記事を掲載をしないなど速やかな改善を要求します。

4.これまで統一教会信者に対しては数十年間にわたり、信者らの意思に反した不法な拉致監禁により強制的な脱会



説得が行われており、その被害者総数は4,000名以上となっています。いくつかの民事訴訟ではその違法性が司法機関によっても認定されています。学内においてもカルトからの救出（機関誌上の川島氏記事）を名目として、統一教会の友好学生団体である「カープ」に所属する大学生らが、学内で拉致監禁による強制改宗の被害に遭ってきました（詳しくは「財界にっぽん」2011年3月号、室生忠記事「これが真理を追究する大学なのか？」）。

またそれ以外でも貴法人の「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成22年度）」の「【Ⅳ生活支援】19」において「a入学式におけるガイダンス、b授業、c学内広報物による周知、dホームページに掲載、e啓蒙的な講演会等の開催、f教職員に対する研修、gその他」とされますが、各大学では貴法人が勧めるような機会に当法人に対する批判、攻撃の文書配布、講演、個別な説得、電話による呼び出し等が行われています。

これら大学におけるカルト予防対策は具体的には以下のように行われています。



入学式でのオリエンテーション（ある国立大学では入学式直後新入生父兄に対して40分にわたる当法人に対する直接の名指しの批判を含めて、カルト対策講演が同教員により行われたところもある）、学生生活全般に係る冊子の配布、紙媒体及びホームページでのカルト情報提供、サークル活動の制限等という被害予防名目の広報活動のみならず、岡山大学やいくつかの大学では新入生を対象にした「カルト対策講座」なる講義まで実施されています。特に大阪大学ではカルト対策講義受講を義務化するようなどまでも行われ、「全新入生を対象に『大学生活環境論』という名の必修講義を実施」「やむを得ず欠席した学生には桜井先生の『カルトを問い合わせ』を読ませてレポートを提出させ」「新入生は前期なら『聞け！』と言えば素直に言ふことを聞きますので、高い出席率を取ることができる」（全国カルト対策大学ネットワーク発起人である大阪大学大和谷厚教授 『日本脱カルトネットワーク』機関誌7月号）等と公言しています。このように一方では「批判的思考をさせない」とカルトを批判しながらも、他方では大学自ら新入生に対しては徹底した反カルト教育が行われ、そこ



においても当法人に関する一方的な批判的な情報の伝達が実施されています。特に岡山大学等では、同大学のホームページに当法人への問い合わせも一切無く、当法人に関する反対弁護士らの批判記事を一方的に無批判に掲示するという、国立大学としてあるべき公平性を欠いた行動をしていますが、それに対する当法人の抗議にも一切耳を傾けようともしません。

更に「（カルトによる）勧誘を受けた学生・・行事等に参加した学生に対する（教職員による）面談で・・カルト予防の実際的な効果が得られている」（貴法人機関誌「大学と学生」9月号、大阪大学 太刀掛俊之）と報告するなど、国立大学自体が個別の脱会勧誘による「カルト」潰しの先頭に立っていると言っています。

予防という段階から拉致監禁を手段とする改宗専門の牧師らと組んだ救出についても、「更に最近では大学の学生部が学外の専門家やカルト被害救済団体と連携して、入信してしまった学生の救出に取り組む事例も少数だが現れてきた・・これは大学と学外団体、そして何よりも被害学生の保護者との密接な連携でなされている」（全国カルト対



策大学ネットワーク発起人、恵泉女子学園大学 川島堅二教授 貴法人機関誌『大学と学生』9月号)として、大学が組織的に学外団体との連携による脱会の取組をしていることを認めています。

また貴法人機関誌「大学と学生」(2010年9月号)で、三菱総研・西郷貴洋氏は、カルト問題に対する『事後対応』として「・・団体に参加してしまった後の脱会対応が該当する。この段階では弁護士等による高度に専門的な対応が必要となる」と述べていますが、これは現実に行われている「脱会対応」が法律上問題となり得るような違法行為として行われていることを示唆するものであり、「加えて脱会後の十分な心理的なケアの必要性が指摘されている」とされているのは、「救出」名目の「脱会対応」に深刻な心理的な後遺症(P T S D)等の被害が起こっていることを同氏が認識していることを裏付けています。

これらは各大学の現場からの報告では

- ① カルトに関与したと思われる学生に対する個人指導を名目とする学生部教職員、担任教授らによる脱会指導がなされ、大学教職員らにより長時間の一方的な情



報に基づく説得や活動をやめるようにとの脅迫まがいの説得がなされ（「やめないと退学させる」、「大学院の進学が難しくなる」「就職できなくなる」等のことが言われる）、その際、脱会による強制改宗を専門とするキリスト教牧師等との面談などが強要される。

② 大学当局が自ら管理する学生の個人情報を濫用し、学生本人には秘密裏に両親・家族らに連絡を取り、一方的なカルト情報を提供して不安を煽り、過去に拉致監禁で法的な制裁を受けた前歴を有する改宗専門家を両親等に紹介する。

③ 大学と拉致監禁者側の連携により、授業の直後とかに大学キャンパス上等で学生本人が拉致監禁される。

という形で行われています。拉致監禁による脱会説得については、前掲の室生氏の記事に、そして脱会後の心理的な後遺症（P T S D）については、米本和宏氏の「我らの不快な隣人」（情報センター出版局発行）に詳しく書かれています。

このような基本的人権の侵害行為である強制的な拉致監



禁の被害事件を容認すると危惧される貴法人の推進される大学の「カルト対策」、特に当法人に対する批判と攻撃は、宗教の自由を保障し特定宗教への差別や攻撃を禁ずる憲法に違反するものであると共に、精神・身体の自由に対する重大な人権侵害であり、思想・良心・宗教の自由を定める人権条約にも違反するものであります。

「カルト」、統一教会は人権侵害するから問題だ、と決めつけながら、大学或いは行政から当法人、或いは当法人の友好団体であるカープ所属の学生らは遙かに深刻な人権侵害を組織的に、全国的なネットワークを持って受けていると言わざるを得ません。そのネットワークの要にあるのが貴法人であることは、上記、貴法人の機関誌掲載内容からも明らかです。

以上のような次第で、当法人は貴法人による宗教差別攻撃に対して強く抗議し、全国カルト対策大学ネットワーク参加校に対して、特定宗教、特に当法人への攻撃をやめるよう、そして人権侵害をやめるように強く指導するように求めます。

併せて、カープの大学生らに対する人権侵害の事実を調



査して、その実態を改善する方策を施すように着手することを求めます。

当文書到着後 2 週間以内に、上記、抗議と要望に対する貴法人の文書による回答を求めます。

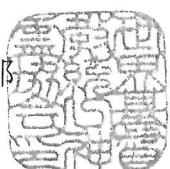
以上

2011年2月28日

東京都渋谷区松濤1-1-2

世界基督教統一神靈協会

会長 梶栗玄太郎



東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人 日本学生支援機構

理事長 梶山千里 殿